

TS出来形管理と従来管理(レベル・テープ)との組み合わせについて

<質問事項>

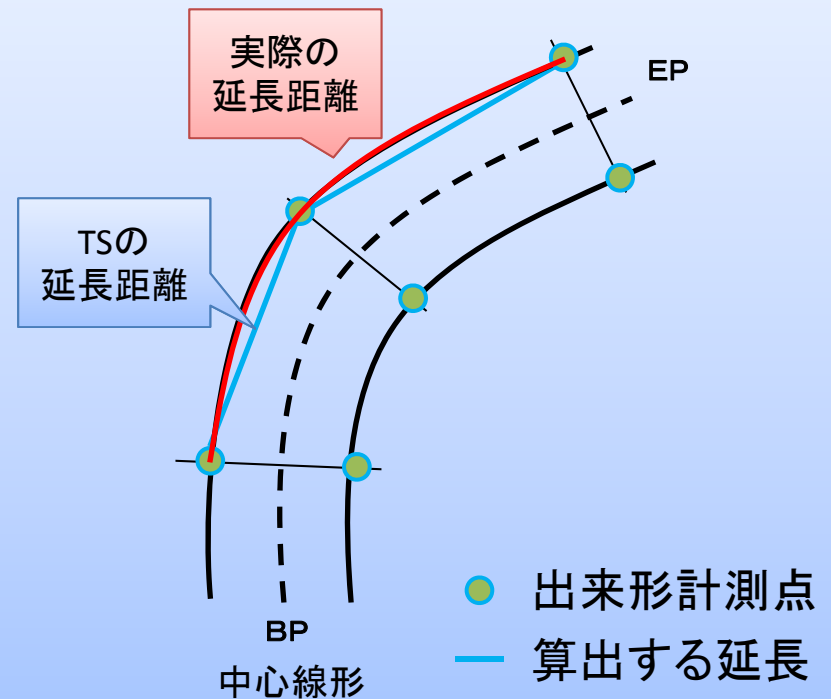
・舗装工事では、基準高や幅員その他、延長も出来形管理の測定項目となっていますが、TS以外のテープで計測してもよいのでしょうか？

<回答>

現在定める「機能要求仕様書※」では、基本設計データの出来形管理箇所の延長を定義することで、TSで延長を算出することが可能です。

ただし、機能要求仕様書の延長の計算方法は、右図のように出来形管理箇所で設定した計測点を直線につなぐ延長算出であるため、曲率の小さい工事では、実際の距離より短く算出される懸念があります。

出来形管理要領(舗装工事編)では、「適用の範囲」の解説として、「TSの計測精度では管理に支障をきたす場合には、監督職員と協議の上、従来のレベル・テープ等による管理を行っても良い。」とありますので、TSやテープを計測する箇所を監督職員と協議の上、決定することも可能です。



【補足 出来形帳票作成時の対応】

従来手法で計測した「延長」の計測値も入った出来形管理帳票を作成したい場合は、上記の方法で計測した延長を野帳等にメモしておき、①帳票作成ソフトウェアに計測値を手入力して下さい。もしくは、②TSの出来形管理結果のみ出力した紙の帳票に手書きしても構いません。

①の場合は、帳票上で計測値が手入力したものであるかどうかが見分けがつくルールになっています。